別紙様式第九号第６面注意事項中２を３とし、１を２とし、同様式第６面注意事項に１として次のように加える。

１　本店等を最初に（外国法人にあっては、本店を最初に、本店等をその次に）記載すること。

別紙様式第九号第11面を削り、同様式第12面中「別添９」を「別添８」に改め、同様式第12面を同様式第11面とする。

別紙様式第十号注意事項中２を３とし、１の次に次のように加える。

２　「投資運用業」について、適格投資家向け投資運用業を行うことにつき法第29条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、「適格投資家向け投資運用業」と表示すること。

別紙様式第十一号一⑽⑥注意事項２中「含む」を「含み、法第２条第６項第３号に定める契約に基づく引受けの場合には、引受けの対象となる新株予約権証券（同号に規定する新株予約権証券をいう。以下この２において同じ。）の全てを取得することになったと仮定した場合の新株予約権証券に係る新株予約権（同号に規定する新株予約権をいう。）の行使により取得する有価証券の数及び取得価額とする」に改め、同様式一⑿②注意事項一並びに⑬注意事項１及び３中「社債等の振替に関する法律第２条第４項に定める」を「社債、株式等の振替に関する法律第２条第４項に規定する」に改め、同様式一中㉓を㉔とし、㉒を㉓とし、㉑の次に次のように加える。

㉒　適格投資家向け投資運用業等の状況

①　運用財産の状況

全ての運用財産の総額	うち法第２条第８項第12号イに掲げる契約に基づく行為に係るもの	うち法第２条第８項第12号ロに掲げる契約に基づく行為に係るもの	うち法第２条第８項第14号に掲げる行為に係るもの	うち法第２条第８項第15号に掲げる行為に係るもの	うち法第63条第１項第２号に掲げる行為に係るもの	うち附則第48条第１項に規定する業務に係るもの
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

（注意事項）

１　「うち法第２条第８項第15号に掲げる行為に係るもの」欄の金額は、「うち法第63条第１項第２号に掲げる行為に係るもの」及び「うち附則第48条第１項に規定する業務に係るもの」に該当するものを除く。

２　「うち附則第48条第１項に規定する業務に係るもの」欄には、証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）附則第48条第１項に規定する業務に係る運用財産の総額を記載すること。

３　表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

②　顧客の状況

顧　　客	顧　客　数
特定投資家	名
第16条の３各号に掲げる特定投資家に準ずる者	
令第15条の10の５各号に掲げる金融商品取引業者と密接な関係を有する者	
合　　計	

（注意事項）

１　本表においては、法第63条第１項第２号に掲げる行為及び証券取引法等の一部を改正する法律附則第48条に規定する業務に係る顧客を含めないこと。

２　「顧客数」欄には、期末における人数を記載すること。

③　法第29条の５第２項の規定により第二種金融商品取引業とみなされる業務の状況

顧　　客	契約件数	顧客数	私募の取扱い
特定投資家	件	名	百万円
第16条の３各号に掲げる特定投資家に準ずる者			
令第15条の10の５各号に掲げる金融商品取引業者と密接な関係を有する者			

（注意事項）

１　「契約件数」及び「顧客数」欄には、当期中の数を記載すること。

２　「私募の取扱い」欄には、当期中の私募の取扱い金額を記載すること。

３　表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

別紙様式第十一号２記載要領７⑸及び⑹中「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」を「財務諸表等規則」に改める。

別紙様式第十六号９⑴注意事項２中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改め、同様式９⑽注意事項１及び３中「社債等の振替に関する法律第２条第４項に定める」を「社債、株式等の振替に関する法律第２条第４項に規定する」に改める。

別紙様式第十七号一⑴注意事項２中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

別紙様式第十七号の五一⑹様式B注意事項に次のように加える。

５　遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第２条第43号に規定する遡及適用をいう。）、連結財務諸表の組替え（同条第44号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度（同令第１条の２第１項第２号に規定する前連結会計年度をいう。）に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

別紙様式第二十号第８面を次のように改める。

（第８面）

（別添７：第238条に定める事項）

商号、名称又は氏名

（　　年　　月　　日現在）

第　238　条　第　1　号　に　掲　げ　る　事　項

（注意事項）

法第194条の６第３項各号に掲げる行為を業として行う場合は、その旨を記載すること。

	イ　出資対象事業持分の名称	ロ　適格機関投資家の商号、名称又は氏名
第238条第２号に掲げる事項		